



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年5月12日(金) 岐阜県発表資料



担当課	担当係	担当者	電話番号
(公財) 岐阜県産業経済振興センター	経営支援部 取引課	澤島 英勝	直通 058-277-1092 FAX 058-273-5961
産業イノベーション推進課	成長産業係	千原 健司 井川 雄貴	内線 3743 直通 058-272-8392 FAX 058-278-2679

令和5年度「外国出願 補助金」申請企業の募集について

(公財) 岐阜県産業経済振興センターでは、県内中小企業の海外展開の支援の一環として、特許、商標、意匠、実用新案の外国出願にかかる費用の半額を補助しています。この度、下記のとおり補助金の申請企業の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 補助対象となる出願

海外展開を図るため、外国へ出願する「特許、商標、意匠及び実用新案」が対象です。

ただし、「原則、日本国特許庁に出願済みの特許、商標、意匠及び実用新案を活用した出願であること」及び「交付決定日以降、令和6年2月13日(火)までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了するもの」に限ります。

2 補助対象企業

県内に本社を置く中小企業者等又はそれらの中小企業者等で構成されるグループ

3 補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など

4 補助率及び補助限度額

(1企業に対する上限額の範囲内で、複数案件の応募が可能です。)

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助額：1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

1案件ごとの上限額：特許150万円、商標・意匠・実用新案60万円、
冒認対策商標30万円

5 申請方法

次のいずれかの方法で申請できます。

【方法①】 電子申請システム「jGrants (J グランツ)」と郵送 (又は持参) の併用による申請

【方法②】 郵送 (又は持参) による申請

※ 申請書類は、当センターホームページよりダウンロードできます。

ホームページ：<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2023051201/index.asp>

※ 申請を希望される場合は、事前に (公財) 岐阜県産業経済振興センター経営支援部
取引課にご連絡・ご相談ください。



6 申請期間

令和5年5月12日(金)～6月30日(金) 午後5時まで (必着・土日は受付不可)

7 選考方法等

補助金交付の可否は、審査委員会で選考のうえ、令和5年7月下旬頃に決定する予定です。

8 お問い合わせ先・申請書提出先

(公財) 岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課
〒500-8505 岐阜市藪田南五丁目14番53号 OKBふれあい会館10F
TEL : 058-277-1092 FAX : 058-273-5961 E-mail : torihiki@gpc-gifu.or.jp